

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第58号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年12月21日 08時45分ごろ	
発生場所	茨城県鹿島港 鹿島港北防波堤灯台から真方位347° 740m付近 (概位 北緯35° 56.7′ 東経140° 42.1′)	
事故等調査の経過	平成21年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 第十八 ^{きゅうぼう} 久寶丸、498トン 134084、久宝海運株式会社 B 貨物船 第十五 ^{はまこう} 浜幸丸、187トン 134734、周防汽船有限会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） B 船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A バウチョック凹損、船首ハンドレール曲損 B 右舷側船橋甲板に軽微な曲損	
事故等の経過	A船は、鹿島港において、鹿島石油5番棧橋に着棧するため揚錨作業中、B船は、鹿島港厚板岸壁を離岸して投錨場所を探して約3ノットで航行中、平成20年12月21日08時45分ごろ、A船船首部とB船右舷船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：平穏、潮汐 上げ潮末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし B あり なし なし A船は、鹿島港において揚錨作業中、5節投入していた錨鎖1節を巻き取ったとき、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、投錨場所を探して航行中、A船の存在を知っていたものの、船首方の作業船と入港船に注意を奪われ、A船が揚錨作業中であることに気付くのが遅れた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、鹿島港において、A船が揚錨作業中、B船が投錨場所を探して航行中、B船が揚錨作業中のA船に気付くのが遅れたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	